

環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度

## 「基準排出量変更申請書の作成に関する説明会」の開催について

- 概要 基準排出量変更の要件に該当する事象の生じた年度の翌年度の9月末日までに提出いただく「基準排出量変更申請書」の作成に関する説明会を開催いたします。  
※事業所の用途、規模、エネルギーの供給等著しい変更が生じ基準排出量変更の要件を満たす場合は、基準排出量の変更申請が必要となります。  
※第二計画期間以降（2015年度以降）の基準排出量変更については、算定の考え方等が第一計画期間から変わります。
- 対象者 特定地球温暖化対策事業者のうち、基準排出量変更の要件に該当する可能性のある事業所の担当者等
- 開催日時 平成31（2019）年7月9日（火曜日）、7月10日（水曜日）  
開始 午後1時30分（開場 午後1時00分）  
終了 午後4時30分
- 開催場所 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟1階 国際会議室  
（裏面参照）（〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1）  
最寄り駅：小田急線 参宮橋駅 下車徒歩7分
- 予定内容 (1) データセンター編 午後1時30分から午後2時15分頃まで  
(2) 床面積・用途変更編 午後2時30分から午後3時15分頃まで  
(3) 工場等設備編 午後3時30分から午後4時15分頃まで  
※各説明の間に入退室の時間を設定しますので、該当する部分の説明時間帯での聴講をお願いします。全て聴講して頂いても構いません。  
※(1)から(3)の各編では、①基準排出量の変更の考え方（各編共通）、②変更事象別の基準排出量変更の要件の確認方法及び③事例に基づく変更量の算定方法などを説明します。  
※午後1時30分から午後4時30分までの間、個別相談ブースを設置します。御活用ください。
- 申込方法 申込みは、東京都環境局のホームページ（下記URL）から申込書をダウンロードし、電子メールにて御提出ください。  
（申込期限：7月2日（火曜日）まで）  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/meeting/h31/31\\_5.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/meeting/h31/31_5.html)  
東京都環境局トップページ ⇒ 分野別のご案内 ⇒ 地球環境・エネルギー ⇒ 大規模事業所における対策  
⇒ 説明会・講習会一覧  
⇒ 平成31年度 基準排出量変更申請書の作成に関する説明会  
[申込書提出先]  
東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口  
[ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)  
※ メールでお申込みできない方はお問合せください。  
※ 受付は先着順とさせていただきます。満員になり次第、締切りとさせていただきます。

■その他 会場へのお車でのご来場は御遠慮ください。



御不明な点は、お気軽に御相談ください！

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

電話：03-5388-3438 FAX：03-5388-1380

E-mail：[ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)